

4 前二項の規定は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第三十六条を第三十七条とし、同条の次に次の六条を加える。

(損害計算のための鑑定)

第三十八条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第三十九条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する商業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第二百四十七条）第一項第六項に規定する商業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき説明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該商業秘密を当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用し、又は当該商業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該商業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する商業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する商業秘密が含まれること。

二 前号の商業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該商業秘密が開示されることにより、当該商業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該商業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該商業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第四十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けた者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者、その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聞くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書面を開示することができる。

裁判所は、前項の規定により当該事項の尋問を開示しないで行うときは、公衆を退廷せざる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（具体的な明示義務）

第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものとして主張する種苗、収穫物又は加工品の具体的な明細を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な明細を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

（当事者尋問等の公開停止）

第三十七条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する商業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述することにより当事者の保有する商業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を久くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

（具体的な明示義務）

第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものとして主張する種苗、収穫物又は加工品の具体的な明細を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な明細を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

（当事者尋問等の公開停止）

第三十七条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する商業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述することにより当事者の保有する商業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を久くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をことができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

（具体的な明示義務）

第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものとして主張する種苗、収穫物又は加工品の具体的な明細を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な明細を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

（当事者尋問等の公開停止）

第三十七条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する商業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述することにより当事者の保有する商業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を久くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をことができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

（具体的な明示義務）

第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものとして主張する種苗、収穫物又は加工品の具体的な明細を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な明細を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

（当事者尋問等の公開停止）

第三十七条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する商業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述することにより当事者の保有する商業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を久くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をことができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

（具体的な明示義務）

第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものとして主張する種苗、収穫物又は加工品の具体的な明細を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な明細を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。